



千葉労働局発表

平成22年10月22日

千葉労働局雇用均等室

雇用均等室長 松原 亜矢子

室長補佐 荒井 直子

電話 043-221-2307

FAX 043-221-2308

従業員が101～300人の企業の方へ 一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知が 義務となります！！

改正次世代法に基づく行動計画策定講習会等行動計画策定の支援を行います。

平成23年4月1日から、改正次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」)に基づく一般事業主行動計画の策定・届出及び公表・従業員への周知の義務が、これまでの従業員301人以上の企業に加え、従業員101人以上の企業に拡大されます。行動計画を策定した企業は、千葉労働局雇用均等室への届出が必要です。千葉県内で新たに届出等が義務となる101～300人規模の未届企業のうち9割以上が4月までの策定をめざし準備中です。

千葉労働局では、行動計画の策定・届出等がお済みでない企業を対象に、情報提供、相談を随時受け付けるとともに、委託事業(委託先:(株)ちばぎん総合研究所)により、行動計画策定講習会を開催するなど、行動計画の策定・届出等に向けて支援をいたします。

千葉県内の一般事業主行動計画の策定・届出等の状況

行動計画の策定・届出等は、301人以上規模企業は義務、21年4月以降に届出を行った企業は、行動計画の公表、従業員への周知も義務となっています。23年4月以降は、101人以上規模企業についても策定・届出、公表、周知全てが義務となります。

301人以上規模企業(義務)

・行動計画の策定・届出状況 93.1%(339社/364社)

*未届企業は、22年度に新たに該当規模企業として把握された企業

・行動計画の公表 対象企業 100%

・従業員への周知 対象企業 100%

101人～300人以上規模企業(22年度は、努力義務)

・行動計画の策定・届出状況 10.5%(86社/816社)

・22年度中での行動計画の策定予定 93.4%(682社/730社(未届企業))

*数字は9月末。行動計画の策定予定は、雇用均等室の企業アンケート調査により把握。

一般事業主行動計画の策定・届出等に対する支援

雇用均等室では、行動計画の策定・届出等に関する情報提供、ご相談等を随時受け付けています。お気軽にお問い合わせ下さい。雇用均等室への届出様式、モデル行動計画等は、インターネットでダウンロードできます。

届出様式(一般事業主行動計画の策定・変更届出様式)、モデル行動計画等

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01

一般事業主行動計画の公表サイト(「両立支援の広場」:<http://www.youritsushien.jp/>)。公表されている他社の行動計画(両立支援の取組事例)が閲覧できます。

また、委託事業により、以下のとおり「行動計画策定講習会」も実施いたします。

行動計画策定講習会

< 千葉労働局委託事業 : 委託先 : (株)ちばぎん総研 >

講習会は、11月～12月に、3地域(船橋、柏、千葉)全6回開催します。内容は、次世代法の説明、行動計画の作成方法、行動計画を策定した企業の取組事例の紹介、個別相談です。参加希望の企業は、事前にお申し込みが必要です。

< 日程等 >

11月4日(木)13:00～15:00 ちばぎんコンサルティングプラザ柏

11月5日(金)13:00～15:00 ちばぎん総合研究所セミナールーム(稲毛)

11月8日(月)13:00～15:00 ちばぎんコンサルティングプラザ船橋

12月3日(金)13:00～15:00 ちばぎんコンサルティングプラザ柏

12月6日(月)13:00～15:00 ちばぎんコンサルティングプラザ船橋

12月9日(木)13:00～15:00 ちばぎん総合研究所セミナールーム(稲毛)

講習会申込先:千葉労働局委託事業委託先:(株)ちばぎん総合研究所 経営コンサル第一部

TEL:043(207)0621、FAX:043(207)0731、ホームページ:<http://www.crinet.co.jp>

問い合わせ先:雇用均等室 一般事業主行動計画 担当(高橋、大関)

TEL:043(221)2307、FAX:043(221)2308

(参考資料1)「改正次世代法に基づく行動計画策定講習会」ちらし

(参考資料2)一般事業主行動計画Q & A

改正次世代法に基づく行動計画策定講習会

改正内容の説明 & 行動計画策定について

(講習会のねらい)

平成23年4月1日以降、次世代法の改正により、従業員101人以上の企業は一般事業主行動計画の策定・届出等が義務化されます。それを受け、各企業様から「そもそも次世代法ってなに?」「何から始めればいいのか?」「誰に相談すればいいのか?」「行動計画策定はそれほど負担にならないって本当?」といった質問が多く寄せられています。

この講習会では、千葉労働局職員や実際に先進的な取り組みを行っている経営者をお招きし、法改正の内容や行動計画策定等について、わかりやすくご説明致しますので、今後、貴社がどのように取り組めば良いのか、理解することが出来ます。

ー 以下のチェックに該当する企業様は、積極的にご参加ください ー

チェック1

社員101人以上の企業である
上記に該当しないが、講習会に興味がある

チェック2

次世代育成支援対策推進法について知りたい!
先進的な取組事例を知りたい!
一般事業主行動計画の作成方法を知りたい!
くろみんマーク取得のための認定要件を知りたい!
自社がどのように取組めばいいのか知りたい!



講習会カリキュラム

次世代育成支援対策推進法について

- ・ 次世代法の趣旨と改正となった背景
- ・ 改正点の説明

育児・介護休業法改正点の説明

一般事業主行動計画の作成方法と

認定に向けた取組・認定のポイント

先進的な取組事例の紹介

- ・ 広栄化学工業(株) 代表取締役 吉田茂雄氏

個別相談(自由参加)

- ・ 個別相談には当社社員がお答えします。

講師

- ・ 千葉労働局雇用均等室職員
- ・ 先進的取組を行っている経営者
- ・ ちばぎん総合研究所研究員

参加費・相談料は無料です

講習会スケジュール

終了時間は、個別相談を除いた時間となっております。

日付	時間	会場
11月4日(木)	13:00~15:00	ちばぎんコンサルティングプラザ柏
11月5日(金)	13:00~15:00	ちばぎん総合研究所セミナールーム(稲毛)
11月8日(月)	13:00~15:00	ちばぎんコンサルティングプラザ船橋
12月3日(金)	13:00~15:00	ちばぎんコンサルティングプラザ柏
12月6日(月)	13:00~15:00	ちばぎんコンサルティングプラザ船橋
12月9日(木)	13:00~15:00	ちばぎん総合研究所セミナールーム(稲毛)

会場案内図、お申込みは裏面をご利用ください

〈お問い合わせ先〉 株式会社 ちばぎん総合研究所 経営コンサル第一部
TEL:043-207-0621 FAX:043-207-0731 ホームページ: <http://www.crinet.co.jp>

参加申込み

FAX 043-207-0731

下記に必要事項をご記入の上、当参加申込書を上記番号までFAXして下さい。

ちばぎん総研 厚生労働省千葉労働局委託事業 「改正次世代法に基づく行動計画策定講習会」	
貴社名	
御住所	
受講者	
電話	
FAX	

ご希望の講習会に 印をおつけ下さい

↓	日付	定員	会場
	11月4日(木)	15名	ちばぎんコンサルティングプラザ柏
	11月5日(金)	40名	ちばぎん総合研究所セミナールーム(稲毛)
	11月8日(月)	20名	ちばぎんコンサルティングプラザ船橋
	12月3日(金)	15名	ちばぎんコンサルティングプラザ柏
	12月6日(月)	20名	ちばぎんコンサルティングプラザ船橋
	12月9日(木)	40名	ちばぎん総合研究所セミナールーム(稲毛)

お申込み先着順とさせていただきます。

会場案内図

11月4日・12月3日
【ちばぎんコンサルティングプラザ柏】



11月5日・12月9日
【ちばぎん総合研究所セミナールーム】



11月8日・12月6日
【ちばぎんコンサルティングプラザ船橋】



会場についてのご質問は、ちばぎん総合研究所 経営コンサル第一部までお問い合わせ下さい。
043-207-0621

一般事業主行動計画 Q&A

Q1.次世代育成支援対策推進法とは？

平成15年7月9日成立、7月16日に公布されました。
この法律は、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、10年間をかけて集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。その中で企業は、一般事業主行動計画の策定を通して、労働者が仕事と子育ての両立を図ることができる雇用環境の整備等を推進する責務を担います。
具体的には、平成17年4月1日以降、301人以上規模の企業は、一般事業主行動計画を策定・届出が義務となりました。さらに、平成20年の法律改正により平成23年4月1日以降は、一般事業主行動計画の策定・届出等の義務が101人以上規模の企業まで拡大されます。

Q2.一般事業主行動計画とは？

企業が労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むための計画です。計画の中で、計画期間、達成目標、達成のための対策と実施時期を定めます。

Q3.一般事業主行動計画の策定・届出等の手順とは？

平成23年4月以降101人以上の企業(301人以上は既に義務。)は、一般事業主行動計画の策定、公表、従業員への周知、労働局への届出すべてが義務となり、実施する必要があります。

各企業が実情に応じた一般事業主行動計画を策定します。

<モデル行動計画>

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01

行動計画を一般に公表します。公表の方法は、インターネット(企業のホームページ、一般事業主行動計画の公表サイト(「両立支援の広場」:<http://www.youritsushien.jp/>))の利用や日刊紙への掲載が考えられます。

行動計画を労働者に周知します。周知の方法は、事業所内での掲示、労働者への配布、電子メールでの送付等が考えられます

策定、公表・周知後、行動計画そのものではなく「一般事業主行動計画策定・変更届」を千葉労働局雇用均等室に届け出ます。

<届出様式>

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01